行政処分の公表

当社は東北運輸局より下記の処分を受けました。
今回の処分を厳粛に受け止め、法令の遵守及び輸送の安全確保を徹底し、
全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

１．対象営業所　　本社営業所

２．処分内容　　文書警告

３．違反条項　　・運行記録計による記録義務違反
（貨物自動車運送事業輸送安全規則　第９条）

４．当該処分に基づき講ずる措置
運行管理体制の見直しを進め、運行記録計による記録の保管体制を強化しました。
また、運転者に対しても確実な記録及び記録の提出に係る指導を徹底してまいります。

５．処分を受けた日　　令和３年８月30日

以　上